

首都圏展示商談会支援メニューのご案内（1次募集）

【滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援事業補助金】

～ 県産農畜水産物の首都圏への販路開拓を支援します～

滋賀県内の農畜水産物生産者および食品加工事業者のうち、県産の農畜水産物またはその加工品を首都圏の展示商談会および県が主催する首都圏でのイベント等に出展する経費の一部を補助します。

支給対象

次のいずれかに該当するものによる県産農畜水産物またはその加工品の首都圏等で開催される展示商談会および県が主催する首都圏でのイベント等への出展

- ① 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者
- ② 滋賀県内に本社のある食品加工事業者

※ 同一の経費について、国または県から補助を受ける場合は、本支援を併用することはできません。
※ 本補助金は、1事業者1回までとします。

支給額・対象経費・補助率

補助対象経費 首都圏等におけるテストマーケティングおよび展示商談会等の出展にかかる以下の経費		補助率	補助限度額
出展経費	出展料・スペース料、サンプル代、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費等	補助対象経費の1/2以内	150千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までとします。なお、出展回数は1回のみに限られません。)
輸送等経費	出品物、備品、必要資材等の梱包・輸送に係る経費		
旅費	出展にかかる交通費および宿泊費		
広告宣伝経費	パンフレット・商品カタログ作成費 等		

- 1 補助対象経費は、いずれも展示商談会等への出展に必要とするもので、交付決定日以降に着手されたものに限ります。ただし、やむを得ず交付決定前に支払いが必要な旅費等の経費についてはその限りではありません。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- 3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てます。
- 4 県の別の補助事業の対象となっている経費を対象とすることはできません。
- 5 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。

参加条件

次の要件を全て満たすこと。

- ① 滋賀県外に販路開拓を行う意思があり、商談可能な商品を有していること。
- ② 事後に行うアンケート（商談成立状況等）に回答すること。

受付・決定方法

平成29年6月28日（水）まで【必着】

★ 募集要項や申請書は食のブランド推進課HPに掲載しています ↓ ↓
<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/index.html>

※ 補助事業の選定にあたっては、募集要項に基づき審査し、総合的に評価が高いと認められるものから、予算の範囲で順に決定します。応募多数の場合は、選定されないことがあります。

受付・決定方法

募集案内

★6/28(水)
17時15分必着

事業計画提出

〈提出書類〉

- 事業実施計画申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第1号の1)
- 収支予算書(様式第1号の2)
- 補助経費積算明細書(様式第1号の3)
- 添付書類(会社概要、補助事業概要、定款など)

ヒアリング(必要に応じて)

審査

★7月上旬

内示

7月上旬に採否を通知します。

★参加する展示
商談会等の
1カ月前

交付申請提出

〈提出書類〉

- 交付申請書(様式第2号)
- 事業計画書(様式第1号の1)
- 収支予算書(様式1号の2)
- 補助経費積算明細書(様式1号の3)
- 役員名簿(様式2号の1)
- 誓約書(様式2号の2)
- 添付書類(県税の納税証明書、補助事業補足資料など)

審査

交付決定

展示商談会等出展

★出展状況の分かる写真を撮影願います。

★出展後1カ月を
超えない日まで

実績報告

〈提出書類〉

- 実績報告書(様式3号)
- 事業実績報告書(様式3号の1)
- 収支決算書(様式3号の2)
- 補助経費収支明細書(様式3号の3)
- 添付書類(実績を説明する資料、領収書の写など)

完了検査

額の確定

補助金の請求

〈提出書類〉

- 補助金請求書

補助金支払い

詳細は、公募要領を確認ください。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

滋賀県農政水産部食のブランド推進課 マーケティング担当 今岡・西村

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1(県庁本館4階) TEL 077-528-3892 FAX 077-528-4881

メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp